

## 年金分割のための情報提供の請求書の記入方法等について

### 請求書の記入方法等について

#### 1. 「 ① 請求書（甲）」欄について

「㊦氏名」および「㊧住所」のフリガナは、カタカナで記入してください。

- 当事者の二人が共同で請求する場合  
その一方について「 ① 請求書（甲）」欄に記入し、他方については「 ② 請求者（乙）」欄に記入してください。
- 当事者のうち、お一人で請求する場合  
請求者自身について記入してください。

#### 2. 「 ② 請求書（乙）または配偶者」欄について

「㊦氏名」および「㊧住所」のフリガナはカタカナで記入してください。

- 当事者の二人が共同で請求する場合  
当事者の二人のうち、「 ① 請求書（甲）」欄に記入した方以外の方について記入してください。
- 当事者のうち、お一人で請求する場合  
配偶者（離婚等をした後の請求の場合は元配偶者。以下同じ。）について記入してください。配偶者の個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号が不明の場合は、「③個人番号（または基礎年金番号）」欄は「不明」と記入し、また、配偶者の住所が不明の場合は、「㊧住所」欄は「不明」と記入してください。

#### 3. 「 ③ 婚姻期間等」欄について

- 「1」欄は、情報の提供を受けようとする婚姻期間等について、該当する項目を○で囲み、それぞれの項目に応じて定められた欄を記入してください。
- 「2」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が「法律婚姻期間（婚姻の届出をした期間をいう。以下同じ。）のみ」の方が記入してください。「⑥婚姻した日」は、戸籍謄（抄）本に記載されている「婚姻の届出年月日」を記入し、「⑦離婚した日、または婚姻が取り消された日」は、戸籍謄（抄）本の「離婚の届出年月日」等を記入してください。現に、その法律婚姻期間が継続している場合、⑦欄の記入は不要です。
- 「3」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が「事実婚姻期間（婚姻の届出をしてないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった期間をいう。以下同じ。）のみ」の方が記入してください。「⑥事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚姻期間のうち、夫（または妻）が、妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間（当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間）の初日を記入し、「⑦事実婚関係が解消したと認められる日」は、「事実婚関係を解消した日」を記入してください。なお、今回の情報提供の請求が再請求の場合であって、過去に交付された「年金分割のための情報通知書」の「婚姻期間等」欄に記載されている期間の終日が「事実婚関係が解消したと認められる日」であるときは、その日を記入してください。現に、その事実婚姻期間が継続している場合は、⑦欄の記入は不要です。
- 「4」欄は、情報提供を受けようとする婚姻期間等が「事実婚姻期間から引き続く法律婚姻期間」の方が記入してください。「⑥事実婚第3号被保険者期間の初日」は、その事実婚姻期間のうち、夫（または妻）が妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間（当該期間が複数ある場合には、もっとも古い期間）の初日を記入してください。「⑥婚姻した日」と「⑦離婚した日、または婚姻が取り消された日」は、上記の「2」欄の記入方法をご参照のうえ、記入してください。
- 「5」欄は、「事実婚姻期間」を有する方が記入してください。事実婚姻期間のうち、夫（または妻）が妻（または夫）の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間を記入してください。記入欄が足りない場合は、枠外に「別紙に続く」と記入のうえ、別紙（様式は問いません）にその続きを記入してください。ご自身の第3号被保険者であった期間が分からない場合は、年金事務所記録を確認することができますので、年金事務所の窓口等でお尋ねください。

#### 4. 「 ④ 対象期間に含めない期間」欄について

「 ① 欄と② 欄に記載した二人」の情報提供を受けようとする婚姻期間が、次の①または②に掲げるいずれかの期間と重複する場合、その「婚姻期間から①および②の期間と重複する期間を除いた期間」が年金分割の対象期間となり、当該期間に基づき情報を提供することになります。

- 「 ① 欄と② 欄に記載した二人」以外の者（以下「第三者」という。）が、その二人のどちらか一方の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
  - 「 ① 欄と② 欄に記載した二人」のうち、そのどちらか一方が、第三者の被扶養配偶者として第3号被保険者であった期間
- このような場合は、第三者に係る記録を特定する必要があり、「 ④ 欄「1」または「2」について、「はい」を○で囲んだ場合、当該第三者の氏名（必ずフリガナも記入してください。）、生年月日および基礎年金番号を記入してください。
  - 「 ① 欄と② 欄に記載した二人」の間で年金分割を行った後に、①または②に該当する第三者がいることが明らかになった場合は、年金分割が無効となることがありますので、ご留意ください。
  - 当事者の二人が共同で請求する場合、「 ④ 欄「1」または「2」に関する回答について、便せん等、別紙に氏名等と併せて記入し、請求書に添えて提出することができます。この場合は、請求書の該当する欄に「別紙に記入」と記入してください。

#### 5. 「 ⑤ 再請求理由」欄について

今回の情報提供の請求が再請求である場合にのみ記入してください。情報提供の再請求は、前回の情報を受けた日の翌日から起算して3か月を経過している場合に限り、行うことができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、3か月を経過していない場合でも情報提供の再請求を行うことができます。

- 国民年金法に規定する被保険者の種別の変更があった場合
- 3歳未満の子を養育する厚生年金の被保険者等から標準報酬月額の特例（いわゆる養育特例）に係る申出が行われた場合
- 第3号被保険者となったことに関する届出または第3号被保険者に関する種別確認の届出が行われた場合
- 按分割を定めるための裁判手続きに必要な場合

#### 6. 「 ⑥ 請求者（甲）の意思確認」欄について

- 「 ① 請求者（甲）」欄に記載されている方について記入してください。
- 「年金分割のための情報通知書」について、送付先住所が「 ① 請求者（甲）」欄「㊧住所」と同じ場合は、「㊧住所と同じ」と記入してください。
  - 当事者の二人が共同で請求する場合に、「電話番号」や「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。

#### 7. 「 ⑦ 請求者（乙）の意思確認」欄について

- 当事者の二人が共同で請求する場合  
「 ② 請求者（乙）」欄に記載されている方について記入してください。
  - 「年金分割のための情報通知書」について、送付先住所が「 ② 請求者（乙）」欄「㊧住所」と同じ場合は、「㊧住所と同じ」と記入してください。
  - 「電話番号」や「送付先住所」について、相手方に知られたくないときは、該当する欄に「別紙に記入」と記入のうえ、便せん等、別紙に氏名と併せて記入し、封筒等に入れて提出してください。
- (2) 当事者のうち、お一人で請求する場合  
この欄の記入は必要ありません。

8. 「 8 対象期間」欄について

この欄の記入は必要ありません。

9. 「 9 請求者（甲）の婚姻期間等に係る資格記録」欄および 「 11 請求者（乙）または配偶者の婚姻期間等に係る資格記録」欄について

- 当事者の二人が共同で請求する場合  
それぞれの婚姻期間等に係る資格記録について、できるだけ詳しく正確に記入してください。なお、「 11 配偶者の住所歴」欄の記入は不要です。
- 当事者のうち、お一人で請求する場合  
「 9 」欄は、請求者について記入してください。「 11 」欄は、配偶者についてできるだけ詳しく記入してください。なお、ご記入いただいた内容により配偶者に係る記録が特定することができない場合は、情報を提供することができないときがありますのでご承知おきください。

【記入例】

くわしくわからないときでも、都市区名までは記入してください。

くわしくわからないときでも、年月まであるいは何年の夏とか冬までといったように記入してください。

事業所（船舶所有者）の名称および船員であったときはその船舶名（国民年金に加入していた場合）	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入時の住所	勤務期間または国民年金の加入期間	加入している年金制度の種類（○で囲んでください）	備考
1 (有) ○○商店	台東区大東 2-X	昭和 50.4.1 から 昭和 61.3.31 まで	1. 国民年金 (1号・3号) 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金保険 (船員) 4. 共済組合等	
2 国民年金	杉並区高井戸西 3-X-X	昭和 61.4.1 から 平成 6.9.30 まで	1. 国民年金 (1号・3号) 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金保険 (船員) 4. 共済組合等	
3 △△科学(株)	江東区亀戸 5-X-X	平成 6.10.1 から 平成 15.3.31 まで	1. 国民年金 (1号・3号) 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金保険 (船員) 4. 共済組合等	江東とる1△
4 △△科学(株) 大阪工場	大阪市東区谷町 9-X	平成 15.4.1 から 平成 21.3.31 まで	1. 国民年金 (1号・3号) 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金保険 (船員) 4. 共済組合等	江東とる1△
5 国民年金	三鷹市下連雀 2-X-X	平成 21.4.1 から 平成 27.3.31 まで	1. 国民年金 (1号・3号) 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金保険 (船員) 4. 共済組合等	
6 ○○市役所	○○市△△ 3-X-X	平成 27.4.1 から 加入中 まで	1. 国民年金 (1号・3号) 2. 厚生年金保険 3. 厚生年金保険 (船員) 4. 共済組合等	
7				

備考欄について

わかん方のみ以下の事項を記入してください。  
○各事業所等の  
・健康保険被保険者証  
・船員保険被保険者証  
・共済組合会員証等の  
記号および番号

○厚生年金保険の事業所の整理番号（アルファベット）および被保険者の番号（健康保険組合の設立されている事業所等の場合）

船員保険に加入したことがある人で海軍徴用期間があった場合は、その旨を記入してください。

加入していた年金制度が国民年金のときは、「国民年金」と記入してください。

社名だけでなく、支店・工場等についても記入してください。

厚生年金保険の被保険者である状態が続いている場合には、「加入中」と記入してください。

10. 「 10 請求者（甲）の年金見込額照会」および 「 12 請求者（乙）の年金見込額照会」欄について

「年金分割のための情報通知書」のほか、50歳以上の方が希望される場合は、年金分割をした場合の老齢厚生年金の見込み額をお知らせします。

- 具体的には、按分割合50%（按分割合の範囲の上限）として年金分割をした場合の年金見込額と、年金分割をしなかった場合の年金見込額をそれぞれ試算しお知らせします。また、按分割合の範囲内で希望される按分割合に基づき試算することもできます。
- 年金見込額のお知らせは、希望された方のみに対してお知らせし、その内容は、当事者の他方に対してお知らせしません。
- 当事者のうち、お一人で請求する場合は、「 2 請求者（乙）の年金見込額照会」欄の記入は不要です。

請求書に添えなければならない書類

- ①に個人番号を記入したときマイナンバーカード等（郵送の場合は、両面のコピーでも可）  
①に基礎年金番号を記入したとき年金手帳、基礎年金番号通知書（郵送の場合は、コピーでも可）
- 1 欄に記入した方と 2 欄に記入した方の身分関係（婚姻期間等）を明らかにできる戸籍の謄本、当事者それぞれの戸籍の抄本、戸籍の全部事項証明書または当事者それぞれの戸籍の個人事項証明書（住民票によりかえることはできません。）  
(注) 事実婚関係にあった期間を有する方は、これらに加え、事実婚関係を明らかにする書類が必要となりますので、詳細については共済組合にお問い合わせください。

請求書の提出先など

- 請求書は、原則として、請求者または配偶者であった者が所属する共済組合へ提出してください。
- お問い合わせについては、全国の共済組合で承っております。
- 共済組合の所在地および電話番号は、全国市町村職員共済組合連合会ホームページ (<https://ssl.shichousonren.or.jp>) に掲載しています。
- 上記のほか、年金事務所等へ提出可能です。

留意事項について

- 情報提供については、「年金分割のための情報通知書」を交付することになりますが、請求方法や請求時期によって、次のようになっています。
  - 当事者の二人が共同で請求した場合は、それぞれに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
  - 当事者のうち、お一人で請求した場合、
    - 離婚等をしているときは、請求者と請求していない相手方にも「年金分割のための情報通知書」を交付します。
    - 離婚等をしていないときは、請求者のみに「年金分割のための情報通知書」を交付します。
- 年金分割の請求は、原則、次に掲げる日の翌日から起算して2年を経過した場合には行うことができません。
  - 離婚が成立した日
  - 婚姻が取り消された日
  - 事実婚関係が解消したと認められる日（事実婚期間から引き続き法律婚期間を有する場合を除く）ただし、裁判手続きにより按分割合が定められたときに、既に2年を経過していた場合等については、請求期限の特例があります。
- 当事者の一方がお亡くなりになっている場合、情報提供の請求はできません。